

子ども手当と税金の関係

民主党のマニフェストの通り、子ども手当が2010年6月から支給されることになりました。中学生までのお子さんがあるご家庭はお子さんお1人につき月額1万3千円を受給できることとなります。また平成23年度からは2万6千円が支給される予定です。

ただし、この手当の財源を確保する方法のひとつとしてお子さんに対する扶養控除の取り扱いが平成23年度から変更することになっています。以下のケースで税金を計算してみます。

- ・ご主人と奥さんと小学生のお子さんと中学生のお子さんの4人家族

【現在】

項目	年収200万円	年収300万円	年収500万円
1 所得税額	0	21,300	86,600
2 住民税	0	57,600	188,100



【中学生までのお子さんの扶養控除を廃止し、子ども手当を導入した場合】

項目	年収200万円	年収300万円	年収500万円
1 所得税額 (増加額)	30,200 (+30,200)	59,300 (+38,000)	151,700 (+65,100)
2 住民税 (増加額)	65,400 (+65,400)	123,600 (+66,000)	254,100 (+66,000)

【子ども手当受給額】

平成22年度	312,000	312,000	312,000
平成23年度(予定支給額)	624,000	624,000	624,000

(13,000円×2人×12ヵ月)

(26,000円×2人×12ヵ月)

平成23年度は・・・

年収200万円の人 ➡ 年額528,400円の手取りが増えます。

年収300万円の人 ➡ 年額520,000円の手取りが増えます。

年収500万円の人 ➡ 年額492,900円の手取りが増えます。

(624,000円 - 所得税増税額 - 住民税増税額)

中学生までのお子さんの扶養控除が廃止されるため、収入に係わらず税金の支払いが増えますが、中学生以下のお子さんを扶養すれば必ず給付される月額2万6千円の子ども手当が年間62万4千円にもなるため、差引きの手取り額は大幅に増加することになります。

子ども手当の手続などはお住まいの市町村役場の窓口でお問い合わせいただくか、市役所等のホームページでご確認ください。